第五十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項				
の額（改正前地共法第四十七条第一項の額）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）と併給年金相当する	平成二十四年一元化法の二分の一に相当する額と併給年金相当する額に二を乗じて得た		
の額の二分の一に相当する額（改正前地共法第四十七条第一項の額（改正前地共法第四十七条第一項の額の二分の一に相当する額の三分の二に相当する額と併給年金相当する額に二分の三を乗じて得た額）	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十九号）附則第十六条の規定によりなおその例によるものとされる平成二年法律第六十九号による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）第九十九条の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用される新法第九十九条の二第一項に規定する政令で定める率を定める政令（平成二年政令第三百四十三号）第二条の規定による改正後の政令（以下「新政令」という。）第二条の規定により読み替えて適用される新政令第一条の規定による改正後の政令（以下「新新政令」という。）第一条の規定により読み替えて適用される新法第九十九条の二第一項に規定する政令で定める率を定める政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四条）第一条の規定による改正後の新新政令